

事実

平成7年1月17日午前5時46分、マグニチュード7.2の阪神・淡路大地震が発生した。同日午後2時ころ、神戸市東灘区魚崎北町5丁目8番12号所在の木造スレート葺モルタル塗平家建ての倒壊店舗（靴店）から出火して火災が発生し（以下「本件火元火災」という）、これが延焼・拡大して、本件各建物（ただし、延焼当時既に倒壊・滅失していたかどうかについては争いがある）を含む85棟の住宅・店舗等の建物が全焼するなどの被害が発生した（以下、本件火元火災と延焼・拡大した火災を合わせて「本件火災」、その火災発生区域

し、Yらは本件各火災保険契約についての各普通保険約款には、いずれも次のような地震免責条項が定められているとして、その免責を主張した。

「当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した前条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因のいかんを問わず前条（保険金を支払う場合）の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。……

(2)地震もしくは噴火またはこれらによる津波。」

これについて、第1審の神戸地判平成12・4・25は、地震免責条項の効力を認めた上、Xらのうち、火元に隣接する住民3名のみに対しては「地震の影響がなくとも延焼していた可能性がある」として地震免責条項が適用されず保険金請求を認容したが、その他の住民には地震免責条項が適用され保険金請求を棄却した。また火災保険契約の附合契約性、地震免責条項の説明と地震保険の加入との蓋然性が高いとは認められない点から、情報提供義務違反を理由とするYらの損害賠償責任を否定した。そこで、Xらの一部23人とYら11社の双方が控訴したのが本件である。

なお、本件は上告されたが、最高裁（最判平成15・12・9〔平成14年(受)第218号〕は、現在、最高裁HPの最近の主な最高裁判決情報に掲載中である）は、原判決中、上告人であるYらの敗訴部分を破棄し、被上告人であるXらの控訴を棄却した。

判旨

一部控訴棄却、一部変更（上告受理申立て）。

I 「保険会社と消費者との間において、地震保険に関する情報面での格差が著しいこと、原則付帯方式及び地震保険意思確認欄への押印による地震保険不付帯の意思の確認が行われる地震保険法及びその運用方式は、保険会社又はその代理店による地震保険・意思確認欄への押印についての情報提供・説明を当然の前提としており、同法の上記改正の際の審議会答申・委員会での質疑応答でも、この説明の重要性を指摘しており、旧募取法（現保険業法）などにおいて保険会社に説明義務が課せられている重要事項にも当たると解されることなどを総合するならば、損害保険会社である第1審Yらは、第1審Xらが本件火災保険の申込みをするに当たって、地震保険の内容及び地震保険意

商事判例研究 平成13年度14 火災保険の地震免責条項と保険者の情報提供・説明義務

上智大学大学院

李芝妍

東京大学商法研究会

大阪高裁平成13年10月31日判決

（平成12年(初)第2181号（甲事件）・第2182号（乙事件）・第2183号（丙事件）・第2184号（丁事件）・第2185号（戊事件）、甲野太郎ほか22名対安田海上保険株式会社ほか10社、保険金請求控訴事件）
判例時報1782号124頁

〔参照条文〕 民法1条ノ2・415条・709条・710条、商法665条

を「本件火災現場」という。そこで、焼失した各建物または家財等につき火災保険契約を締結していた契約者もしくはその相続人または被保険者であるXら55名（原告）は、それぞれ締結していたY保険会社ら13社（被告）に対して、阪神・淡路大地震発生の際に発生した火災により同各火災保険契約の目的物が焼失したとして、主位的に同各契約に基づく火災保険金の支払を求めるとともに、予備的に、契約締結過程において情報提供義務・説明義務の不履行があったとして、保険募集の取締に関する法律（平成7年法律第105号による廃止前のもの〔以下「旧募取法」という〕）違反等の不法行為、債務不履行または契約締結上の過失責任、信義則違反に基づき、損害賠償（1次的には火災保険金額相当額、2次的には地震保険金額相当額から地震保険料相当額を控除した額）を請求した。それに対

思確認欄への押印の意味すなわち同欄への押印によって地震保険不付帯の法律効果が生じることについての情報提供・説明をすべき信義則上の義務があるといわなければならない。]

II 「第1審X《乙田》を除く第1審Xらは、第1審Yらの情報提供・説明義務の履行によって、一般の火災保険に加えて、地震保険確認欄への押印をすることなく、第1審Yらからの説明に基づき保険金額及び保険料の選択をして地震保険契約締結の申込みをした可能性も否定できないのであって、この自己決定の機会を喪失したことによる同第1審Xらの精神的苦痛に対する慰謝料は、これをもって第1審Yらの義務違反と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。そして、その金額は、前記で認定のとおり、第1審Yらの義務違反が故意に地震保険及び地震保険確認欄への押印の意味内容を秘匿した上、同欄への押印を要求した態様のものとまでは認め難く、不作為の違法にとどまっていると解せられること、同第1審Xらが地震保険契約を締結していたならば得られたであろう地震保険金額と保険料との差額などを総合考慮すると、同第1審Xらの慰謝料としては、各差額の10分の1（ただし、円未満切り捨て）をもって相当と認める。」

評釈

判旨の結論に疑問がある。

I まず、本判決は、地震免責条項の拘束力について、従来の判例理論（大判大正4・12・24民録21輯2182頁）である意思推定理論に基づいてその拘束力を認めている（石田満・保険法〔改訂版〕26頁以下、北河隆之「地震免責約款の効力」金沢理=塩崎勤編・裁判実務大系（26）損害保険訴訟法209頁）。また、地震免責条項の効力について、本件判旨は、地震免責条項の存在理由として地震保険の特殊性、すなわち、地震損害の巨大性、発生予測の困難性、逆選択の危険などを挙げその合理性を認めた上、地震免責条項が公序良俗に反しない限り有効であるとして、従来の判例（大判大正15・6・12民集5巻495頁、大判昭和2・12・22新聞2824号9頁）と通説、同様の判断をしている（北河・前掲207頁、河上正二・約款規制の法理46頁以下、黒木松男「地震に関する法的課題」判タ815号75頁、長尾治助「損害保険サービス法の再整備」立命館法学246号469頁以下）。これらの判断は従来の判例・通

説に従ったものとして、特に問題はないと思われる。

II 地震免責条項の意味内容について、判旨は「普通保険約款中の条項の文言は、一般通常人の認識・理解を基準にして解釈すべきところ、地震免責条項の文言は、①地震によって生じた（火元）火災による損害（第1類型）、②地震によって生じた（火元）火災が延焼・拡大したことによる損害（第2類型）、③（火元）火災（その出火原因を問わない）が地震によって延焼・拡大して生じた損害（第3類型）に対しては保険金を支払わない旨を定めているものと解される」と判示し、本件火災は人為的要素が介在するので免責条項には含まれないとしたXらの主張について、Xらのような限定的なものとは解すべき根拠は見当たらないとし、その主張を認めなかった。特に制限的な解釈をする約款上の根拠も地震保険制度上の根拠も見当たらない本件において、地震免責条項の文言を客観的に解釈した判旨の結論は妥当である。

III 地震免責条項の解釈において、本判決は、地震による同時多発火災のため、消防車両および消防隊員の集中ができなかったこと、道路事情などにより消防車の到着が遅れたこと、断水のため消防栓利用が不可能であったこと、防火水槽の採水口の使用が不可能であったことなどの事実を認定し、そういう事実がなければ、本件各建物にほとんど延焼しなかった蓋然性が高いとし、本件火元火災は本件地震によって延焼・拡大した火災による滅失、すなわち、第3類型に該当すると判断した。また、本判決は、火元の火災と損害との因果関係の認定において、火元となった火災損害部分と地震による延焼損害部分を明確に区分することは不可能であり、全体の損害に対する原因として地震の影響が強ければ、全損害について地震との相当因果関係を認めるべきであるとする従来からの多数説である相当因果関係説（石田満・保険契約法の基本問題「火災保険契約における地震免責条項の解釈」195頁）に従った判断をしている。地震と火事との因果関係の認定をめぐる裁判例（東京地判大正14・12・24新報63号14頁、東京地判大正15・5・15新聞2585号11頁、宮城控判昭和12・12・18新聞4227号195頁、神戸地判平成10・4・15損保企画680号2頁、大阪地判平成9・12・16判時1661号138頁、神戸地判平成10・6・26判タ992号217頁な

ど)は多数存在し、学説の中では「仮に地震によらない火元火災が発生し、その通常の結果として何らかの損害が生じるとしても、地震という異常な事態が発生した場合には、火元の火災と損害との間の因果関係は地震により中断され、このような場合には地震がなければどうであったかというような仮定的判断を差しはさまずに、現実生じた損害は地震による損害として保険者免責となるというように考えることが、地震免責条項の文言に照らしても正当な解釈である」(山下友信「判批」リマークス20号119頁)という見解もある。

本件判旨のように火元火災の損害と地震による延焼損害の区分ができないような場合は、全体的な損害が地震の影響により発生したと認められる以上、現実生じた損害は地震による損害として免責となると解するのが、地震免責条項の文言からすると妥当な解釈であると思われる。

IV 本判決で最大の争点となったのは、地震免責条項と地震保険の説明義務であり、本判決は、特に地震による火災に関し保険会社側の情報提供・説明義務を認め、その義務違反による慰謝料を命じた初めての判決として、注目すべき判決である。

1 まず、地震保険契約の締結について、Xらは地震保険確認欄への押印による不付帯の意思表示が不成立であったり、瑕疵がある場合には自動的に地震保険契約が成立するとして、地震保険契約が原則自動付帯方式であると主張した。しかし、これについては、地震保険法2条2項3号、約款23条で、「地震保険契約は、単独では締結できず、特定の損害保険契約に付帯して締結しなければならない。」と定めており、この取扱いは、保険契約者に地震保険の加入を強制しないが、火災保険契約の締結に際し、保険者側が必ず地震保険の説明を行い、その普及を確保するとともに、他方、不加入の場合の意思を明瞭にして被災時の紛争を未然に防止する趣旨である(竹濱修「地震と地震保険契約」民商112巻4=5号734頁)。したがって、地震保険をめぐる規定はその原則自動付帯の旨を定めたものではないこと、地震保険は火災保険とは別個の保険として取り扱われること、地震保険意思確認欄の制度が任意付帯の際にも使われていたことなどからすると、「本件各火災保険契約において、その申込みの過程で地震保険意思確認欄への

押印がなかったり、同押印について何らかの瑕疵があったとしても、それ故に自動的に、一般の火災保険とは別の保険である地震保険についての契約が締結されたということは到底できない。」とし、Xらの請求を理由がないと判断した判旨の結論は妥当である。

2 次に、Yらは保険契約締結時または更新時に地震免責条項に関して説明をしなかったことにより損害賠償責任を負うというXらの主張についての判断を検討する。

Xらは地震免責条項の情報提供・説明義務の根拠として、自己決定権の保障、事業者の社会的責任、約款作成者の責任を挙げているが、これについて本判決は、地震保険の内容および地震保険確認欄への押印の意味、すなわちこの押印によって地震保険不付帯の法律効果が生じることについて情報提供・説明をすべき信義則上の義務があると判断した。そして、その根拠として、地震保険に関する情報面での格差が著しいこと、原則付帯方式および地震保険意思確認欄への押印による地震保険不付帯の意思の確認が行われる地震保険法およびその運用方式は、保険会社またはその代理店による地震保険・意思確認欄への押印についての情報提供・説明を当然の前提としており、同法の上記改正の際の審議会答申・委員会での質疑応答でも、この説明の重要性を指摘しており、旧募集法(現保険業法)などにおいて保険会社に説明義務が課せられている重要事項にも当たると解されることを挙げている。

本判決の以前にも保険者の情報提供・説明義務が言及された判決は多数存在するが、従来の判例理論(前掲大判大正4・12・24)に基づいて保険契約者の情報提供・説明義務違反による主張は一貫して認められなかった。しかし、北海道南西沖地震に関する奥尻保険金請求訴訟(函館地判平成12・3・30判時1720号33頁)は、「具体的な契約締結の事情により保険者側が火災保険契約申込者の地震保険加入の機会を不当に奪ったと評価できる場合には、信義則上の義務違反として保険者は保険契約者に対して不法行為または債務不履行に基づく損害賠償責任を負うものの、具体的な契約締結の事情において前述のような信義則違反はなかった」として、地震免責条項について、一般的な情報提供・説明義務は認めなかったものの、個別的な情

報提供・説明義務は認め、その違反を否定しており、本件判決はこの判決に影響されたものと見られる。しかし、本判決では、一般的・個別的な情報提供・説明義務を区別せず、明らかに信義則上の情報提供・説明義務を認めており、その根拠と時代の流れからするとその判断は妥当であるだろう。

情報提供・説明義務とその違反の効果をめぐっては学説が対立している。すなわち、①従来の保険法学の伝統的約款論に立脚し、伝統的な情報開示説明義務不要説がやはり原則であるが、例外的に約款の隠蔽効果に着目し、保険業法300条1項1号の顧客の法益保護に向けられた義務の規定から、地震免責条項は同号の重要事項に該当し、その情報不開示はこの義務違反になり、保険会社は損害賠償責任を負うとするもの（木下孝治「損害保険代理店の説明義務と顧客による商品選択」損害保険研究58巻2号197頁以下）、②契約理論に基づく新たな約款論に立脚し、保険契約者に情報の提示・説明がなされず、その選択判断の対象としえなかった地震免責条項は当該契約の内容とならず、保険会社は合意した火災保険金を支払わなければならないとするもの（長尾・前掲476頁以下）、③火災保険契約の核心的合意部分にあたる地震免責条項が開示・説明されない場合には、契約の要素に合意がないため当該火災保険契約が不成立となり、保険会社に契約締結上の過失または不法行為による火災保険金相当額の損害賠償責任が生じるとするもの（岡田豊基「保険約款の拘束力に関する一試論——保険約款に視座を定めて」神戸学院法学25巻4号40頁以下）があり、本件判決は①に近い判断をしていると思われる。

3 Yらの情報提供・説明義務違反の有無について、本件判旨は、Xらのサインまたは押印がXらの手または印鑑によらないものがあり、またXらの印鑑によるものではあるが、これらの印鑑は保険代理店または保険代理店から委託を受けた金融機関の従業員らに渡し、これらによって押印されたものがあること、また第1審Xらが第1審Yらまたその委託を受けた者から地震保険および地震保険確認欄への押印の意味内容について情報提供・説明を受けたことはない、との認定事実から情報提供・説明義務に違反する点があったと判断している。しかし、本判決は、ただXらが地震保

険および地震保険確認欄への押印の意味内容について情報提供・説明を受けたことがないとして、その違反を認めており、その具体的な内容・方法は示されていない。この点については、本判決では、押印の意味、すなわち押印による地震保険不付帯の法的効果が生ずる旨をも情報提供等すべきことを要求しているが、「地震保険確認欄」において、「地震保険契約を希望されない場合はこれに押印して下さい」と書かれているのであり、情報提供等義務については、押印がある以上は、少なくとも法律上それが履行されたものと解してよいとし、情報提供・説明義務違反はなかったとする評釈（石田満〔本件判批〕損害保険研究64巻2号201頁）があり、その見解に賛成である。また、これらに関連して、本件判決の後から下された神戸地判平成14・3・26は「火災保険契約が普通保険約款に基づく附合契約であることは一般に知られていること、原告らが重大であると主張する保険金の支払に関する免責条項などの条項は地震免責条項以外にも多数あり、その全てを、保険契約締結前に、保険契約申込者に文書のみならず口頭も交え説明することを法的義務とするならば、取引を約款によって行う意義は低下すること、保険契約申込者側も、約款による取引の利便性及びそれに基づく保険商品コストの削減の利益を享受していることを総合考慮すると、原告らの主張するように、被告会社らが、地震免責条項や地震保険について積極的に説明しなかったことのみから、直ちに不法行為などによって損害賠償義務を負うものとは解し難い」と判示し、地震保険制度の趣旨・運用上の理由から、保険者の積極的な説明義務を認めなかった。また、神戸地判平成14・9・3も、「保険会社の地震保険に関する情報提供は、地震保険の契約洩れを防ぎ、地震保険の普及を図るために要請されるものであって、保険会社に一般的な情報開示（説明）義務が存在するものと解することはできない。したがって、保険会社である被告が契約締結に際し、原告に地震免責条項や地震保険について積極的に説明しなかったからといって、直ちに損害賠償責任を基礎付ける一般的な法的義務違反を構成すると解することはできない」と判示し、保険者の一般的な情報開示・説明義務を否定した。なお、大阪高判平成13・11・21、大阪高判平成13・12・20、神戸地判平成14・3・26、神

戸地判平成14・9・3の判決（現在、最高裁HPの下級審主要判決情報に掲載中である）は、いずれも情報提供義務等に関する本判決の結論とは違って、被保険者側の損害賠償請求を否定している。

確かに地震免責条項は重要事項に該当し、それを告げないことは情報提供・説明義務違反になると思われるが、本判決がその判断根拠として挙げた認定事実だけではその違反を判断するのが難しいし、また、その慰謝料請求を認めた法的根拠も解し難い点であるので、判旨の結論には疑問がある。

4 本件について、最高裁は、原審の上記判断に係る被上告人らの上記予備的請求（その2）のうちの第2次的請求（慰謝料請求）は、要するに、Xらは、Yら側から本件地震保険に関する事項について適切な情報提供や説明を受けなかったことにより、正確かつ十分な情報の下に地震保険に加入するか否かについての意思を決定する機会が奪われたとして、Yらに対し、これによってXらが被った精神的損害のてん補としての慰謝料の支払を求めるものである。このような地震保険に加入するか否かについての意思決定は、生命、身体等の人格的利益に関するものではなく、財産的利益に関するものであることにかんがみると、この意思決定に関し、仮に保険会社側からの情報の提供や説明に何らかの不十分、不適切な点があったとしても、特段の事情が存しない限り、これをもって慰謝料請求権の発生を肯認し得る違法行為と評価することはできないものというべきであるとし、具体的に(1)本件各火災保険契約の申込書には、「地震保険は申し込みません」との記載のある地震保険不加入意思確認欄が設けられ、申込者が地震保険に加入しない場合には、その欄に押印をすることになっている。申込書にこの欄が設けられていることによって、火災保険契約の申込みをしようとする者に対し、①火災保険とは別に地震保険が存在すること、②両者は別個の保険であって、前者の保険に加入したとしても、後者の保険に加入したことにはならないこと、③申込者がこの欄に押印をした場合には、地震保険に加入しないことになることについての情報が提供されているものとみるべきであって、申込者である被上告人らは、申込書に記載されたこれらの情報を基に、上告人に対し、火災保険及び地震保険に関する更に詳細

な情報（両保険がてん補する範囲、地震免責条項の内容、地震保険に加入する場合のその保険料等に関する情報）の提供を求め得る十分な機会があった。(2)被上告人らは、いずれも、この欄に自らの意思に基づき押印をしたのであって、上告人側から提供された上記①～③の情報の内容を理解し、この欄に押印をすることの意味を理解していたことがうかがわれる。(3)上告人が、被上告人らに対し、本件各火災保険契約の締結に当たって、本件地震保険に関する事項について意図的にこれを秘匿したなどという事実はないとした。そして、本件では、本件地震保険に関する事項についての情報提供や説明において、不十分な点があったとしても、情報提供・説明義務違反はなかったと判断し、その慰謝料請求も理由がないものとした。

（イ・ジョン）

